

福祉用具貸与・販売事業所 (株)新和メディカル 福岡西営業所

しんわ通信5月号

2024年4月より介護保険改正が行われました ～レンタル料金価格変更・福祉用具選択制の導入～

～2024年貸与事業所における改正～

- 業務継続計画(BCP)未策定事業所の減算導入 ●高齢者虐待防止の推進
- 身体的拘束等の適正化推進 ●モニタリング結果の記録・介護支援専門員への交付
- 福祉用具貸与・販売種目の選択制



①～福祉用具貸与の考え方～

介護保険の福祉用具はご利用者様の状態に合わせて適切なものを、適切な方法で使って頂くため福祉用具は貸与が原則、また、適切なものを適切に使うためにケアマネージャーがアセスメントし福祉用具のプランを作成するのが原則。

②～福祉用具選択制導入の目的～

- 1 利用者の自己決定の幅を広げていくこと
- 2 介護保険制度を維持していくこと

③～福祉用具選択制導入の内容～

利用者の負担などを考慮すると比較的単価の安い福祉用具である程度の中長期的な利用が可能である程度の利用が可能ではないかという認識のもと利用者に対し選択肢を広げることを目的とする。

④～対象品目 4種目～

- 固定スロープ
- 歩行器(歩行車をの除く)
- 単点杖(松葉杖を除く)
- 多点杖



車輪なし

④～福祉用具販売計画～

●選択制の対象となる福祉用具の販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認する。

●また、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに必要になれば使用方法の指導、修理(メンテナンス)を行うよう努める。

※何かご不明な点がございましたら担当営業までご相談ください。



選択制導入に対する疑問Q&A

① Q 特定福祉用具は同一品目の購入ができないはず。でも段差がいくつもあって固定スロープを複数個購入することはできないのか？レンタルにしないといけないのか？

A 【固定用スロープ】等については、複数個の購入が必要とされる場合があるため、**購入される場合には必要に応じて複数個支給可能**で、福祉用具専門相談員に対しても必要性について十分に検討することを求めることとする

② Q 特定福祉用具の年間の購入限度枠は10万円ですが、それとは別枠で購入ができますか？10万円の枠は10万円のままでやりくりしなくてはならないのですか？

A とりあえず制度導入時点では**現行制度の10万円の限度額そのままです**。

③ Q 既存の利用者様で今使用している福祉用具をそのまま購入したい場合は選択制の制度を利用して購入ができるのでしょうか？(中古品扱い)

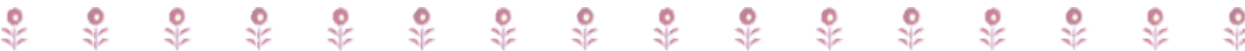
A 介護保険制度を利用するので基本的には中古品は認められません。しかし、使用しているものが廃盤商品で機能が同等品のものでない場合にはこの限りではありません。(各自自治体要確認)

④ Q 選択制の対象商品を購入後に同一商品を貸与することは可能でしょうか？

A 原則として可能です。但し、必要性を明確にすることが必要です。
例(メンテナンス頻度が多く、福祉用具が適正に使用できない・利用者様の金銭的負担が大きい)

⑤ Q 今回の選択制について**他のケアマネは実際にどう思っているの？**

A シルバー産業新聞が「選択制導入」についてアンケートを実施。197件の回答が得られた。「利用者が貸与か販売を選べる『**選択制**』の導入についてどう思うか」の問いに対し、「評価できると答えたケアマネージャーは**71%**、「評価できない」は**25%**と、多くのケアマネが選択制の導入を評価すると回答。その一方で「利用者に対して『貸与』と『販売』のどちらを提案するか」という問いに対しては、「貸与を提案する」と答えたのが**75%**と、これまで通り「貸与」の提案後考えるケアマネが多いことが分かりました。



新和メディカル福岡西営業所の荒木と申します。
今回の介護保険改正について、私は、対象になった福祉用具で貸与か購入かを選択できる「利用者様の自己決定の幅を広げていく」という点ではとても賛成できます。また、これから詳細や様々なケースでの対応方法が公開されていくと思います。情報収集を意識して最新の情報について学んでいきたいと思います。

GW期間中の休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊社のゴールデンウィーク期間中の休暇を下記の通りとさせていただきます。休暇中、何かとご迷惑をおかけいたしますが、今後とも宜しくお願い申し上げます。

4/29 (月)	4/30 (火)	5/1 (水)	5/2 (木)	5/3 (金)
休	営業日	営業日	営業日	休
5/4 (土)	5/5 (日)	5/6 (月)	5/7 (火)	
休	休	休	通常営業	

《お問い合わせはこちら▼》

(株)新和メディカル 福岡西営業所
〒811-1314 福岡県福岡市西区下山門1丁目20-4
TEL:092-836-8852 FAX:092-836-8853
担当：



Instagram Checkしてね!